生物多様性保全に関する途上国支援イニシアティブ (いのちの共生イニシアティブ)



1. 背景・目的

生物多様性や生態系から生み出されるさまざまな恩恵は、我々の生存基盤である。生物 多様性は、食料や繊維といった人間の日常生活にとって有用な素材を提供するだけでなく、 医薬品の原料となり、先進的な技術開発のヒントを与える。また、豊かな生態系は、不要 な物質を分解し、作物や花の受粉を促し、水や空気を浄化し、気候を安定化させることに 加え、レクリエーションの場として人々に文化的・精神的な満足を与えるなど、自然環境 の維持や豊かな人間生活の醸成に不可欠なサービスをも提供している。

しかしながら、開発による動植物の生息・生育地の改変や自然資源の過剰利用等の人間 活動により、生態系が維持バランスを崩し劣化し、生物多様性の損失を引き起こしている。

このような状況は、身近な生態系サービスに直接依存して生活し、代替手段へのアクセスが困難な貧困層に対し、もっとも深刻な影響を与える。生物多様性の損失が、国際社会共通の目的であるミレニアム開発目標の達成を阻害する要因の一つとされているのはそのためである。生物多様性条約締約国は、2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという目標の下、様々な努力を行ってきているが、同目標は期限内に達成できなかった。

愛知県名古屋市において開催される CBD/COP10 では、生物多様性の新たな世界目標としてポスト 2010 年目標を合意し、これを基に各国はそれぞれ国家戦略を策定してその目標達成を目指すことになる。途上国がこれら国家戦略を実施していくに当たり資金・技術の不足により困難に直面している場合に、そうした国々の努力を支援するため、我が国は、本イニシアティブを発表する。

2. 理念

本イニシアティブは、以下の理念を踏まえ、実施される。

(1) 人間の安全保障の実現

生物多様性の損失を含む環境問題は、人類の生存への脅威であり、人間一人ひとりの視点から取り組むことが重要である。

(2) 環境と開発の両立

多くの開発途上国は、生物多様性に富んだ自然環境を有しており、世界の生物多様性の保全において重要な役割を果たしているものが少なくない。しかし、社会、経済及び技術的な理由から、単独では生物多様性の保全を十分又は適切に行えない国が多い。生物多様性の損失の問題は保護地域や絶滅危惧種に関してのみではなく、森林や農地、都市、河川や湖沼、海洋・海岸など、我々の生活や活動と密接に関係するあらゆる場所において存在する。このため、生物多様性の視点の主流化を促進し、開発においても生物多様性の視点を組み込むことを通じて、環境と開発の両立を達成することが重要である。

(3) 貧困削減への貢献

生物多様性は、貧困問題を始めとして保健、水・衛生、食料、地球温暖化といった他の主要な開発課題とも密接な関わりを持っている。多くの貧困層が生態系サービスの提供する各種便益に直接依存している一方で、貧困それ自体が生物多様性の損失を助長する要因ともなっている。したがって、生物多様性の保全にあたっては、貧困問題に留意し、その保全を通じて貧困削減に貢献することが重要である。

3. 支援の方針と目標

(1) 基本方針:ポスト2010年目標の達成への貢献

ポスト2010年目標の達成を目指す途上国の努力を支援するため、必要な支援 を提供する。また、支援に当たっては、以下の視点を重視する。

(ア) ガバナンスの強化

生物多様性の保全については、途上国が第一義的な責任と役割を担って主体的に取り組むことが重要である。途上国の主体的な取組を促進し、その実施効果を高めるために、生態系の経済的評価を含め、その価値を認識し、国家開発において生物多様性の視点を主流化するなど、途上国自身のガバナンス強化に協力する。

(イ) 成果重視

ポスト2010年目標の達成に向けて、途上国が個別目標を設定するよう勧 奨するとともに、必要な場合には個別目標の設定作業にも協力する。また、個 別目標に基づいた成果のモニタリングを行っていく。

(ウ) 国際機関や市民社会組織等様々なステークホルダーとの連携

生物多様性保全の取組は、我が国が単独で進めても成果を上げることは困難であり、CBD事務局をはじめ、ITTO (国際熱帯木材機関)、UNDP (国連開発計画)、国連大学、FAO (国連食糧農業機関)、GEF (地球環境ファシリティ)、CEPF (クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金)、ICRI (国際サンゴ礁イニシアティブ)、ESABII (東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ)等の国際機関・国際的取組、市民社会組織・企業といった多様な関係者との連携を通じ、より効果的・効率的な支援を実施する。

(2) 支援額

2010年から3年間で、生物多様性保全に資する分野で総額20億ドルの支援を行う。

4. 重点分野

ポスト 2010 年目標の達成に向けた途上国の努力を支援するとの本イニシアティブの目的に鑑み、途上国の要請に応じて柔軟に対応する。

また、特に我が国が有する知見及び技術、並びに途上国のニーズを踏まえて、以下の分野への支援を重視する。

(1) 生態系の保全(保護区の管理能力向上、広域生態系ネットワーク)

途上国においては、急速な人口増加や産業発展による農地等の土地需要の増加、 木材生産の拡大等のために、自然環境が十分に保全されない地域が存在する。また、保護区に指定されている地域でも、資金や人材の不足により十分に管理が行き届かないいわゆる「ペーパー・パーク」が多く存在する。

我が国は、狭い国土に多くの住民が暮らし、土地を多目的に管理・利用してきており、自然公園制度についても、私有地も含め自然公園に指定し、農林業などを完全に排除することなく、それらとの共生を図りつつ多様な生態系を保護してきた。また、国だけではなく、地方自治体、地元住民など多様な主体の協力を得て、公園の保護・管理を実施している。

住民の生活の保障と自然環境の保全との両立,及び適切な保護区の保護・管理のため、我が国の知見を活用し、途上国における保護区の管理能力の向上等を支援する。

また、自然環境は広範囲に連続しており、広域的な視点での保全が重要である。 しかしながら、途上国では、資金や人材、法制度等の不足から広範囲での保護区 の設定が困難な場合があるほか、農牧業等の急速な発展による生息地の分断が生 じており、それが野生生物の移動を妨げること等により、周辺地域の生物が減少 するなど、生物多様性が損失される場合がある。

分断された生息地をつなぐ生態系コリドーの回復・保全に関する能力強化や, 河川流域の総合的な管理方式の導入等,効果的な自然環境の保全を支援するとと もに,国境を越えた広域での開発調査実施,保全計画や国際河川の管理計画の策 定支援等により,広域生態系ネットワークの保全に貢献する。

(2) 持続可能な自然資源利用(含む二次的自然環境の保全)

貧困は、自然資源の過剰な利用や森林の違法伐採等を通じて生物多様性の損失を助長する要因の一つである。例えば、途上国においては食糧需要の増加などにより、森林から農地や放牧地への過剰な転換が進んでおり、暮らしを支える生物多様性を損失させる原因となっている。このような損失をくいとめるために、各地の事例も参考にしつつ、それぞれの風土や社会経済条件に適合した形で、自然資源の持続可能な利用を推進する必要がある。

我が国には、農村景観である里山に代表される、農林水産業等、人と自然の関わり合いを通じて創り出された二次的自然環境における生物多様性の持続可能な利用に関する知見があるとともに、世界各地に存在する自然と調和した社会に関する伝統的な知恵や事例を活かしつつ、それぞれの風土や社会経済条件に適合した自然資源の持続可能な利用・管理を推進するため、SATOYAMA イニシアティブを推進している。

こうした我が国の知見を活用し、SATOYAMA イニシアティブとの連携も図りつつ、生産性の向上を実現するとともに生態系と調和した農業、住民参加による持続可能な森林経営など地域と調和した森林の保全と利用、持続可能な国内養殖生産や水産資源管理の推進など、持続可能な自然資源利用に関する支援を実施す

る。

(3) 遺伝資源へのアクセスと利益の配分

途上国には、伝統的知識により利用してきた遺伝資源の他、潜在的な価値を持つ遺伝資源が存在すると考えられるが、有用微生物をはじめ遺伝資源の探索・保存に関する技術や施設が不十分であり、途上国自らによる遺伝資源の探索・保存が進まない。そのため、遺伝資源の価値が発見されず、その利用による利益配分がされない状況にある。

我が国は、有用微生物の探索・分離培養・保存に関する技術と知見を有しており、途上国が有する微生物の保存に関する共同研究を実施するとともに、企業と途上国との適切な契約に基づく利用を進めてきた。

今後、「眠れる森のび(美・微)生物(Sleeping Microbial Beauties)プロジェクト」として、微生物の利用促進、利益配分の拡大をはかるため、途上国が微生物の保存・培養を自ら実施できる能力を構築することを支援する。また、ABS 議定書の策定を受けて必要性が増すとみられる相互合意条件の締結に係る法律面、制度面の指導を実施する。

別添:参考資料 我が国が実施する生物多様性保全に資する取組の例

我が国が実施する生物多様性保全に資する取組の例

○環境教育の充実

我が国が主導する「持続可能な開発のための教育 (ESD: Education for Sustainable Development) の10年」で実践する教育の内容、方法の積極活用。

○国民的な啓発活動、行動促進キャンペーンの推進

生物多様性の実態と取組にかかる情報発信や,我が国が実践する行動促進努力の紹介・ 普及(「国民の行動リスト」,「生物多様性民間参画ガイドライン」の英語版等を活用)。

○生態系価値評価の推進

生態系・生物資源の保全・破壊の影響が各国の経済政策、開発政策の企画・立案に加味 されるよう、世銀とのパートナーシップを一層活用しつつ、地域レベル等で既に実施され ている「生態系価値評価」の取組の国家レベルへの拡大への支援。

○民間事業者や地方自治体による生物多様性保全の取組促進

生物多様性地域戦略や生物多様性民間参画ガイドライン、生物多様性宣言(日本経団連作成)といった我が国の取組に関する研修等を通じて、途上国での取組を支援。

○森林・湿地の損失・劣化防止

参加型土地・森林管理を通じた住民の生計向上及び森林減少抑制への支援。 専門家派遣、研修開催、東南アジア地域における湿地目録の作成等を通じたラムサール 条約への登録や登録湿地の保全にかかる各種支援

○持続可能な漁業の推進

専門家派遣や啓発活動等を通じた、漁場保全を視野に入れた沿岸生態系の保全支援。 東南アジア地域における水産資源管理体制整備のための資源調査・評価や、漁船登録制 度及び漁獲物認証制度を通じた IUU(違法、無報告、無規制)漁業対策への支援。

○持続可能な農林水産業の推進

生物多様性保全活動や森林管理、エコツーリズム促進、住民の生計改善活動等に対する資金協力を通じた支援。

専門家派遣等を通じた、地域住民による持続可能な参加型森林管理計画の策定・実施や 認証制度構築への支援

○都市地域や工業生産からの汚染防止

資金協力や専門家派遣を通じた河川等の水質浄化に資する下水処理施設の整備や維持管理技術の向上への支援。

○サンゴ礁の健全性と機能の維持・回復

国際的な枠組(ICRI)を通じた情報交換等による知見の共有や、国際サンゴ礁センターを活用したサンゴ礁のモニタリング技術等の普及支援。

○保護区の管理能力向上

保護区内居住住民との協働による参加型保護区の管理能力向上のための技術支援。

○二次的自然環境の保全

SATOYAMA イニシアティブの国際パートナーシップ参加者とも連携し、持続可能な農林水産業などの人間活動を通じて形成・維持されてきた二次的自然環境の保全・再活性化のための支援。

○生物多様性と気候変動の共通利益の追求

専門家派遣を通じた REDD+に関する政策策定やデータベース構築等に対する支援。

○遺伝資源へのアクセスと利益の配分

共同研究を通じた遺伝資源の保全・利用の推進、および途上国自らが遺伝資源を保存・利用促進できるような能力の構築支援。

○生物多様性国家戦略の策定・実施

条約事務局の協力も得て、セミナー開催、専門家派遣等の実施による新国家戦略の策定 又は既存の国家戦略の改訂支援。

○生物多様性の状況・実態把握

資金協力や専門家派遣を通じた、森林資源情報の把握及び森林保全促進のための施設・機材整備及び人材育成・体制構築支援。

森林・湖沼面積や河川・海洋の状態など生物多様性の実態把握を目的とした、衛星画像や「地球地図」等の情報提供・技術支援。

東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ(ESABII)を通じた、同地域諸国に対する分類学能力の向上及び収集情報の保全施策への活用支援。

地球規模課題対応国際科学技術協力事業(SATREPS)の下での地球規模課題の解決に 資する共同研究の実施による途上国の研究活動支援。

○拠点・体制整備

専門家派遣等を通じた、生物多様性センター等の拠点の機能強化や行政制度の体制強化 支援

○国際機関への資金拠出

CBD、ITTO、UNDP、UNU、FAO、GEF、CEPF など生物多様性保全に資する活動を行う国際機関等への資金拠出